

返戻金制度について

当社の紹介により就職した者が、本人及び当社の責めに帰すべき事由により就職後3か月以内に退職した場合は、受領した紹介手数料を下記規定に基づいて返金します。但し、求人者の都合による解雇、求人者に起因する退職、本人の死亡、天災等の不測の事態による退職、当社の免責が妥当とされる場合は、この限りではありません。

なお、派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合がございます。

【返戻金規定】

1 か月以内に退職した場合	紹介手数料の 50%
3 か月以内に退職した場合	紹介手数料の 20%

有料職業紹介事業許可番号/ 23-ユ-302711

愛知県豊田市高崎町神明前 66 番地 3

株式会社高見土地

代表取締役 高見 直加